

『十訓抄』の敬語

——「言ウ」行為の尊敬動詞——

泉 基 博

るようになる。^(注1)

平安時代の「言ウ」行為の尊敬動詞には、「宣はす」・「仰せらる」・「宣ふ」・「仰す」があり、敬意度は最も高いものが「宣はす」・「仰せらる」で、「ランク低いものが「宣ふ」・「仰す」である。この内、「仰す」は本来命じる意であるので、「仰す」自体敬語としての性格が弱く、「給ふ」を下接して「仰せ給ふ」のようにも用いられる。また、「仰す」に「らる」が下接した「仰せらる」も、二世紀前半では尊敬表現よりも下命の表現に用いられる方が普通であるが、後半からは次第に「宣はす」と同じように用いられるようになり、やがて「宣はす」を圧倒す

院政期になると、「宣はす」はあまり用いられなくなるが、「仰す」も単独で「言ふ」の尊敬語としてあまり用いられることはないので、院政期に於ける「言ウ」行為の尊敬動詞の敬意度は、最も高いものが「仰せらる」で、それより低いものが「宣ふ」で、最も低いものが「言はる」である。^(注2)『今昔物語集』に於ける「仰せらる」については、桜井光昭氏は「地の文に用いられた『オホセラル』の敬意は非常に高く、使用対象は第^(注3)一^(注4)群だけである。そして天竺・震旦部には用例がない。会話文においても、一般に落差のある上下関係に用いられ、一例に見られる相互使用は、比較的身分の高い人同士である。優位者が下位者を使用対象とした例はない。つまり敬意は非常に高い。」

と指摘してゐる。以上のことを踏まえて、この稿では「十訓抄」に於ける「言ウ」行為の尊敬動詞の使用状況、敬意度、敬語史的位置などについて考察してみようと思う。本文は『校本十訓抄』の宮内庁書陵部蔵本(番号六五四八二)を使用することにする。

二

「宣はず」の使用対象を整理すると次のようになる。位階・官職などはその人物の最終のもので整理することにする。以下同じくする。なお会話文に於いては、敬意の対象が三人称の場合には*印を付し、○が△に対して敬語を使用した場合には「○・△」で示すことにする。以下同じくする。

地の文：東宮御息所(第五の一五話) 1例・老尼(第六の

三九話) 1例・唐玄宗(第七の一話) 1例

会話文：或僧↓老尼(第六の三九話) 1例

* 地の文の「老尼(第六の三九話) 1例」は「ハカラ

ヒノ給ハスルニ」とあるもの。

* 会話文の「或僧↓老尼(第六の三九話) 1例」は

「我申サン事ハカラヒノ給ハセヨ」とあるもの。

右記の用例を見ると、地の文に三例、会話文に一例あることがわかる。その内、地の文の一例、会話文の一例は複合語(「はからひ宣はず」)であるので、単独の「宣はず」は地の文の二例ということになる。用例数が少ないのははっきりしたことは言えないが、地の文の使用対象が東宮御息所・老尼・唐玄宗であることは、「せ給ふ」・「給ふ」の使用対象の考察とを考へ合わせる、「宣はず」の敬意度はあまり高くないと言える。また、このことは平安時代に敬意度が非常に高かった「宣はず」の敬意度が落ちていることを示しているとも言える。会話文に於ける「宣はず」については一例しかないので、敬意度については何とも言えない。右記の用例で、「第六の三九話」の二例は出典である「日吉山王利王記」に「はからひの給する」「はからひの給はせよ」とあるので、この二例は出典に依拠したものであると言えらる。「第七の一話」の一例は、出典と考えられる「唐物語」に「の給ひ」とあるので、「十訓抄」の編者の敬語意識によるものであると言えらる。なお、「第五の一五話」の一例は、出典が現在のところ不明であるので、何とも言えない。

「仰せらるる」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「仰す」の複合語＋る・らる」は別に整理することにする。

地の文：一条院（第一の一話）1例・鳥羽上皇（第一の八話）1例・一条院（第一の二三話）1例・御堂ノ入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の二五話）1例・後白河法皇（第一の三四話）1例・御堂入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の四一話）1例・堀河院（第一の四七話）1例・六条右大臣（源顯房・右大臣従二位、第一の五一話）1例・皇嘉門院（崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話）1例・鳥羽院（第三の二二話）1例・堀河院（第四の二三話）2例・崇徳院（第四の二二話）1例・花園大臣（源有仁・左大臣従一位、第四の一四話）1例・菅丞相（菅原道真・右大臣従二位、第四の一六話）2例・東宮御息所（第五の一五話）2例・醍醐御門（第五の一六話）2例・上東門院（一条天皇中宮、第六の一四話）2例・後朱雀天皇（第六の一五話）1例・仏（釈迦、第六の二三話）1例・老尼（第六の三九話）1例・

小野皇太后宮（後冷泉天皇皇后御下、第七の二三話）1例・嵯峨帝（第七の六話）1例・宇治殿（藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第七の二三話）2例・堀河院（第七の一八話）1例・後中書王（具平親王、第七の二三話）1例・御堂入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話）1例・仏（第八の七話）1例・大御室（師明親王、第九の一話）2例・白河院（第九の二二話）2例・村上天皇（第一〇の一話）1例・御堂関白（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の二三話）1例・花山院（第一〇の二三話）1例・菅丞相（菅原道真・右大臣従二位、第一〇の六話）1例・鳥羽法皇（第一〇の二五話）1例・御門（第一〇の一九話）1例・村上天皇（第一〇の二七話）1例・東三条関白太政大臣（藤原兼家・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の二九話）1例・法性寺関白（藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の二三話）1例・亭子御門（宇多天皇、第一〇の五三話）1例・高倉院（第一〇の六〇話）1例・白河院（第一〇の六三話）1例・白河院（第一〇の七九話）1例
 会話文：*女官↓女房（第一の五三話）1例・*俊頼（源俊頼・木工権守従四位上）↓公達（第一の六一話）1例・

* 後江相公(大江朝綱・参議正四位下) ↓ 菅承相(菅原道真・右大臣從二位、第四の一〇話) 1例・* 長能(藤原長能) ↓ 大納言(藤原公任・権大納言正二位、第四の一七話) 1例・* 禪師(僧侶) ↓ 高き人ノ姫君(第七の二七話) 1例

* 「法王、今ヤウラス、メ仰ラレケルニ」(第一の三四話)は、「ス、メ仰ラレ」とせず、「ス、メ」+「仰ラレ」とし、「仰せらる」で整理した。

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は五三例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王であるもの(説話内で名前などがはっきりわかるもの)は三一例で全用例の五八・五%を占め、摂政・関白は八例で全用例の一五・一%を占めており、この両者で全用例の七三・六%を占めてしていることがわかる。このことは「仰せらる」の敬意度が非常に高いことを示していると言えるとともに、「仰せらる」の使用対象の中心がここにあることを示していると言える。次に使用対象が大臣クラスであるものを見ると、左大臣に四例、右大臣に四例使用されている。大臣クラスには八例使用されているが、右大臣については四例の内三例は菅原道真に使用しているものであり、菅原道真に対しては「下訓抄」の編者は特別な待

遇意識を持っていたこと（付録）から、大臣クラスの用例数八例と摂政・関白の用例数八例とを同じ用例数として扱うことは出来ない。会話文の全用例数は五例で、すべて三人称に使用されているが、発話者が使用対象より身分が高い(両者の間に於いて位階・官職の差がはっきりと認められるものに限定して)用例は一例もないことがわかる。このことは「仰せらる」の敬意度が高いことを示していると言える。

次に「仰す」の複合語「（付録）るる」の使用対象を整理すると次のようになる。

仰せ出ださる

地の文：堀河院(第一の四七話) 1例・皇嘉門院(崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話) 1例

仰せ出でらる

地の文：一条院(第一の二三話) 1例

仰せ下さる

地の文：邑上帝(第三の一四話) 1例・堀河院(第七の一八話) 1例・白河院(第七の三五話) 1例・村上

天皇(第一〇の二七話) 1例

会話文：* 家綱(藤原家綱・正五位下) ↓ 堀河院(第七の一八話) 1例

会話文：* 家綱(藤原家綱・正五位下) ↓ 堀河院(第七の一八話) 1例

仰せ付けらる

地の文：宇治殿（藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第

七の二〇話）一例

仰せ含めらる

地の文：官人（第六の二三話）一例・白河院（第六の二三

話）一例

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は一〇例で、使用対象が天皇・皇后・中宮であるものは八例で、全用例の八〇・

〇％である。使用対象が摂政関白の一例を加えると、〇例中九例が天皇・皇后・中宮・摂政関白に使用されていることになる。

このことは「仰す」の複合語「＋る・らる」の敬意度が非常に高いことを示していると言えるが、「仰す」に下命の意があるかどうかについて右記の用例を検討してみると、「仰せ出ださる」「二例・「仰せ出でらる」一例・「仰せ含めらる」二例の「仰す」には下命の意はないが、「仰せ下さる」四例・「仰せ付けらる」一例の「仰す」には下命の意があることがわかる。このように見てくると、「仰す」の複合語「＋る・らる」については、「仰す」に下命の意があるものと下命の意がないものとは語彙によって異なることがわかる。すなわち、「仰せ出ださる」・「仰せ出でらる」・「仰せ含めらる」の「仰す」には下命の

意はなく、「仰せ下さる」「仰せ付けらる」の「仰す」には下命の意があるということである。会話文の「仰す」の複合語「＋る・らる」は、三人称に「仰せ下さる」が一例使用されているが、この「仰す」にも下命の意がある。

「仰す」は本来命じる意であるので、「仰す」自体敬語としての性格が弱く、「給ふ」を下接して「仰せ給ふ」のようにも用いられることがあるとあるが、「下訓抄」にも「仰せ給ふ」の用例が一例あるので挙げておくことにする。

会話文：*アルナマ君達！九条民部卿頼頼（藤原頼頼・権

中納言正二位、第七の二三話）一例・「無隔仰給

イト、本意ニ侍リ」

右記の「仰給」の内容は「年高ク成給ヌラン。何条近衛司望給フ。片方ニ出家ウチシテ居給タレカシ。サリナカラ細ニ承リヌ。次侍ニ奏ヘシ」であり、「仰す」に下命の意はあるにはあるが、下命の意は弱いものと言える。なお、この箇所の出典は現在のところ不明である。

また、「仰す」の複合語「＋せ給ふ」の用例が一例あるので挙げておくことにする。

地の文：後朱雀天皇（第六の二五話）一例・「宇治殿ヲ召

テ、二所ノ御事ヲ仰置セ給ケルニ」

* 「仰置セ給」の「セ」は尊敬。

右記の「仰す」には下命の意はあるにはあるが、下命の意は弱いものと言える。なお出典には、

「新帝御事。并新春宮御事等。宇治殿ニ被仰置之處」(『古事談』第二)

とあるので、「十訓抄」の「仰置セ給」は、出典を改変したものであり、「十訓抄」の編者の敬語意識によるものであると言える。

また、「十訓抄」には「仰せ給ふ」の用例が一例あるので挙げておくことにする。

会話文：* 女房↑土左判官代道清(源道清、第一の五三話)

1例・「カク度々物仰タヘトモ」

右記の「仰す」には下命の意は全くないと言える。なお、この箇所の出典は現在のところ不明である。

「仰す」は、院政期になると、単独で「言ふ」の尊敬語としてあまり用いられることはない¹¹⁾とあるが、「十訓抄」ではどうであるうか。「仰す(単独)」の使用対象を整理すると次のようになる。

地の文：景行天皇(第六の七話) 1例・醍醐天皇(第六の

九話) 1例・村上帝(第七の八話) 1例・徽宗(帝、第

七の三一話) 2例・後鳥羽院(第九の一〇話) 1例・村上天皇(第一〇の二七話) 1例・後鳥羽天皇(第一〇の三九話) 1例

* 「後鳥羽院(第九の一〇話) 1例」は「後鳥羽院ヨリ仰ラレケレハ」とあるもので、「仰ラレ」の「ラレ」は受身である。他の七例はすべて「仰す」に助動詞が接続していないものである。

会話文：* 太宰大式高遠(藤原高遠・非参議正三位?) ↓

女房(第七の三六話) 1例・* 四条大納言(藤原公任・権大納権正三位) ↓ 御堂閔白(藤原道長・摂政太政大臣 従一位、第一〇の三話) 1例

* 「太宰大式高遠(藤原高遠・非参議正三位?) ↓ 女房(第七の三六話) 1例」は「此女房ノ車ヲイツクマテモ仰ラレニ随テ、ツカフマツレ」とあるもので、「仰ラレ」の「ラレ」は受身として取った。

* 「四条大納言(藤原公任・権大納言正三位) ↓ 御堂閔白(藤原道長・摂政太政大臣 従一位、第一〇の三話) 1例」は「イツレノ舟ニノルヘキツト被仰シコソ、心ヲトリセラレシカ。」とあるもので、

「被仰」の「被」は受身として取った。なお、「心ヲトリ」は平仮名本（『校本十訓抄』）に拠る、諸本間の表記は無視することに）では「心おこり」とある。

右記の用例を見ると、地の文に八例、会話文に二例使用されていることがわかる。地の文の八例の使用対象は天皇が六例、外国の王が二例であるので、「仰す（単独）」の敬意度は高いと言えるが、「仰す」に下命の意があるかどうかについて用例を検討してみると、地の文の八例すべてに下命の意があるの、地の文の八例の「仰す（単独）」は「言ふ」の純粹な尊敬語であるとは言えないことになる。会話文の二例について見てみると、二例ともに三人称に使用されているが、発話者と使用対象との関係については、「太宰大式高遠（藤原高遠・非参議正三位？）」「女房（第七の三六話）」一例に於いては何とも言えないが、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」「御堂関白（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三話）」一例に於いては発話者が使用対象より身分が低いことがわかるが、敬意度については用例が少ないので何とも言えない。会話文の二例について、「仰す」に下命の意があるかどうかを検討してみると、「太宰大式高遠（藤原高遠・非参議正三位？）」

「女房（第七の三六話）」一例には下命の意はあるがあまり強いものではないと言える。「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」「御堂関白（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三話）」一例には下命の意は全くないので、この「仰す」は「言ふ」の純粹な尊敬語であると言える。しかし、会話文の二例とも「仰せらる」という形であり、「らる」を尊敬に取ると話が別になるので、この二例は純粹な「仰す（単独）」とは断言出来ないところがある。なお、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」「御堂関白（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三話）」一例の出典・類話には次のようにある。

「いづれにかと思ふとのたまはせしになむ、われながら心おごりせられし」（『大鏡』頼忠）

「イツレニ可乗ソト被仰シニコソ。ミナカラモ驕心セシカ」（『清輔袋草紙』卷二）

四

「言ふ」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「言はく」は別に整理することにする。

地の文：京極太政大臣（藤原宗輔・太政大臣従一位、第一

の八話) 2例・優婆塞多(羅漢、第一の一〇話) 2例・

後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正二位、第一の一九

話) 1例・楊梅大納言顯雅卿(源顯雅・権大納言正二位、

第一の四九話) 2例・行基菩薩(第四の一話) 1例・中

山ノ大臣(藤原忠親・内大臣正二位、第五の五七話) 1例・

孔子(第六の序) 1例・阿難(釈迦の弟子、第六の三三

話) 1例・大納言俊明卿(源俊明・大納言正二位、第六

の三四話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣従一位

第六の三六話) 1例・老尼(第六の三九話) 2例・仲尼

(孔子、第七の七話) 1例・寛印供奉(第七の一話)

1例・客人(第八の二話) 1例・老子(第九の序) 1例・

一条摂政(藤原伊尹・摂政太政大臣正二位、第九の三話)

1例・中院入道右府(源雅定・右大臣正二位、第一〇の

七五話) 1例・源中納言経衡卿(檢非違使別当、第一〇

の七八話) 1例

会話文…余吾大夫↓カキノ水干、袴着タル男(蜂の化身、

第一の八話) 1例・蜂(カキノ水干、袴着タル男)↓余

吾大夫(第一の八話) 1例・後京極摂政(藤原良経・摂

政太政大臣従一位)↓宮内卿家隆(藤原家隆・宮内卿従

二位、第一の四五話) 1例、*年老タル女房↓深覚僧正

(第七の一〇話) 1例

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は二三例で、使
用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王である用例は
なく、摂政の用例が一例だけあることがわかる。このことは、
「仰せらる」の使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・
親王と摂政・関白で全用例の七三・六%も占めていたことから
考えると、「宣ふ」の敬意度が「仰せらる」より非常に低いこ
とを示していると言える。次に使用対象が大臣クラスであるも
のを見てみると、太政大臣に二例、左大臣に一例、右大臣に二
例、内大臣に一例使用されており、これらの全用例での占める
割合は二七・三%である。

右記の用例を見て目に付くことは、外国人に七例も使用
されていることである。このことは、外国人については「宣ふ」
待遇という「十訓抄」の編者の意識があったことを示している
と言える。会話文の全用例数は四例で、二人称に三例、三人称
に一例使用されているが、この内発話者が使用対象より身分が
高い(兩者の間に於いて、位階・官職の差がはっきりと認めら
れるものに限定して)用例は、「後京極摂政(藤原良経・摂政
太政大臣従一位)↓、宮内卿家隆(藤原家隆・宮内卿従二位、
第一の四五話) 1例」である。このことも「宣ふ」の敬意度が

あまり高くないことを示していると言える。

次に「宣はく」の使用対象を整理すると次のようになる。

地の文：毘沙門（夢の中で、第六の三二話）1例・漢高祖

（第七の三〇話）1例・一条拱政（藤原伊尹・拱政太政

大臣正二位、第九の三話）1例

会話文：ナシ

「宣はく」については用例数が少ないので何とも言えない。

五

「言はる」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「言ふ」の複合語＋「らる」は別に整理することにする。

地の文：俊頼朝臣（源俊頼・木工権守従四位上、第一の一

三話）1例・帥民部卿経信卿（源経信・大納言正二位、

第一の二八話）1例・公任卿（藤原公任・権大納言正二

位、第一の四〇話）1例・或女房（第一の四九話）1例・

楊梅大納言頭雅卿（源頭雅・権大納言正二位、第一の四

九話）1例・性空聖人（第三の二六話）1例・忠心、檀

那ノ僧都ナト（第三の二六話）1例・比巴ノ師（なにか

し、第四の八話）1例・清輔（藤原清輔・正四位下、第

四の八話）1例・大納言（藤原公任・権大納言正二位、

第四の一七話）1例・公任卿（藤原公任・権大納言正二

位、第四の一八話）1例・宰相成頼（藤原成頼・参議正

三位、第五の五話）1例・小野右大臣（藤原実資・右大

臣従一位、第六の三五話）1例・四条大納言（藤原公任・

権大納言正二位、第七の九話）1例・頭仲人道（源頭仲・

非参議従三位、第七の二〇話）1例・アルナマ君達（第

七の三二話）1例・二条三位経盛（平経盛・参議正三位、

第七の三三話）1例・太宰大式高遠（藤原高遠・非参議

正三位^(#15)、第七の三六話）1例・大納言行成卿（藤原行

成・権大納言正二位、第八の一話）1例・隆秀大納言

（第八の三話）1例・頭基中納言（源頭基・権中納言従

三位、第九の六話）1例・四条大納言（藤原公任・権大

納言正二位、第一の三話）1例・帥民部卿経信卿（源

経信・大納言正二位、第一の四話）2例・経信卿（源

経信・大納言正二位、第二の五話）2例・良仁（ひじ

り、第一の六三話）1例・济政三位（源济政・右近衛

少将、第二の七二話）1例・基綱ノ大式（源基綱・権

中納言従二位、第一の七二話）1例・醍醐ノ大僧正

（仁海、第二の七四話）1例・宮内卿師綱（藤原師綱・

大膳大夫、第一〇の七六話) 1例・源中納言経衡卿(檢非違使別當、第一〇の七八話) 1例

会話文：知房(藤原知房・從四位下) ↓伊家(藤原伊家・右中弁民部大輔正五位下、第一の六六話) 1例・白河院 ↓六条修理大夫顯季卿(藤原顯季・參議正二位、第九の二話) 1例

* 「知房(藤原知房・從四位下) ↓伊家(藤原伊家・右中弁民部大輔正五位下、第一の六六話) 1例」は「是ニヨリテ如此イハル、尤奇怪ナリ」とあるもので、「イハル、」の「ル、」は受身にも取れるが尊敬として取った。

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は三二例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王・摂政・関白である用例は一例もないことがわかる。使用対象が大臣クラスであるものを見ると、右大臣に一例使用されているだけである。このことは、「宣ふ」の使用対象に摂政が一例、大臣クラスが六例あったことから考えると、「言はる」の敬意度が「宣ふ」より低いことを示していると言える。

右記の用例を見て目に付くことは、源経信(大納言正二位)・藤原公任(権大納言正二位)にそれぞれ五例も使用され

ていることである。そして、この両者には「宣ふ」は全く使用されていないのである。源経信・藤原公任と同等クラスあるいは以下の者に「宣ふ」が使用されている(楊梅大納言雅卿(源頭雅・権大納言正二位、第一の四九話) 2例・大納言俊明卿(源俊明・大納言正二位、第六の三四話) 1例・源中納言経衡卿(檢非違使別當、第一〇の七八話) 1例) ことから考えて、源経信・藤原公任に「言はる」がそれぞれ五例も使用されているのにもかかわらず、「宣ふ」が全く使用されていないということは、「十訓抄」の編者が源経信・藤原公任にはあまり高い待遇意識を持っていなかったことを示していると言える。「十訓抄」の編者は、藤原公任の発言について、「何トナク口トク雖セラレタリケル、イト不便ナリ」(第四の一七話)・「公任卿ノ非愛ナルニテソ有ケル」(第四の一八話)と批評していることから、藤原公任に対して良い感情を抱いていなかったと言えらる。会話文の用例数は三二例であるが、二例ともに発話者が使用対象より身分が高いものである。このことも「言はる」の敬意度があまり高いことを示していると言える。

次に「言ふ」の複合語「言はる」の使用対象を整理すると次のようになる。

言ひ置かる

まとめ

以上、述べてきたところを簡条書きにまとめると、次のようになる。

一、「仰せらる」は非常に敬意が高く、その使用対象の中心は天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王と摂政・関白である。

二、「仰す」の複合語「＋らる」には、「仰す」に下命の意があるものとなないものがある。下命の意があるものには「仰せ下さる」「仰せ付けらる」があり、下命の意がないものには「仰せ出ださる」「仰せ出でらる」「仰せ含めらる」がある。

三、「仰す（単独）」には下命の意があるので、「言ふ」の純粹な尊敬語であるとは言えない。

四、「宣ふ」の敬意度は「仰せらる」より非常に低い。

五、外国人は「宣ふ」待遇である。

六、「言はる」の敬意度は「宣ふ」より低い。

七、「十訓抄」の編者は源経信・藤原公任にあまり高い待遇意

識を持っていない。

(注1) 森野宗明「古代の敬語Ⅱ」(『敬語史』(講座国語史

5) 昭和四六年十一月。参照、滝田定樹「中古中世の敬語の研究」昭和五二年二月・初出は「宣はす」「仰せらる」とその周辺」(『親和女子大学研究論叢2』昭和四三年二月)

(注2) 桜井光昭「近代の敬語Ⅰ」(『敬語史』(講座国語史5) 昭和四六年十一月。参照、滝田定樹「中古中世の敬語の研究」昭和五二年二月・初出は「宣はす」「仰せらる」とその周辺」(『親和女子大学研究論叢2』昭和四三年二月)

(注3) 天皇・皇族・摂関・大臣。

(注4) 桜井光昭「古昔物語集の語法の研究」昭和四二年三月

(注5) 拙論「十訓抄」(地の文)の敬語「せ(させ)給ふ・給ふ・る(らる)」(『甲南国文』(第四四号)『平成九

年三月)

(注6) 『統群書類従(第二輯下)』(改正三版)昭和三十三年二

月

(注7) 『統群書類従(八輯上)』(四版)昭和八年二月

(注8) (注5)に同じ。

(注9) (注1)に同じ。

(注10) 『新訂増補国史大系(第一八巻)』昭和四〇年十一月

(注11) (注2)に同じ。

(注12) 『公卿補任索引』(昭和四九年八月)には「長和五年非

参議正三位(以後不見)」とある。

(注13)

「日本古典文学全集」昭和五五年八月

(注14)

「続群書類従(第一六輯下)」昭和四五年六月

(注15)

(注12)に同じ。